

令和 4 年度

岡山県国民健康保険運営協議会
(第 1 回)

説明資料
【国保制度全般】

令和 4 年 8 月 2 5 日

岡山県保健福祉部

1	運営方針に係る令和3年度の取組状況	-----	2
2	令和4年度国民健康保険料(税)率	-----	15
3	岡山県国保ヘルスアップ支援事業	-----	20

1 運営方針に係る令和3年度の実行状況

岡山県国民健康保険運営方針について

県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定

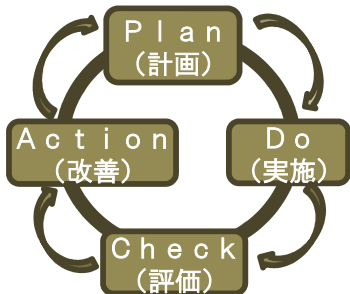
策定の趣旨等

第1章 基本的事項

- 持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- 県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- 市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進



対象期間：3年間
(第2期：令和3～5年度)
3年ごとに見直し



構成

概要

第2章 国民健康保険の財政運営の考え方

- 被保険者数及び世帯数等の状況
- 医療費の動向及び将来の見通し
- 国保財政運営の現状
- 赤字解消・削減取組及び目標年次

第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

- 保険料(税)水準の統一
- 納付金の算定方法(医療費水準の反映等)
- 激変緩和措置
- 標準保険料(税)の算定方法

第4章 保険料(税)徴収の適正な実施

○収納率の推移

○収納対策:

口座振替の勧奨又は原則化、コンビニ収納、スマートフォン決済、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押、滞納整理機構等の活用 等

○収納率目標の設定<25/27市町村>

○収納率目標達成に向けた取組:
収納率向上アドバイザー等による研修会開催、口座振替促進のパンフレット作製 等

第5章 保険給付の適正な実施

○県による保険給付の点検等:
全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定

○レセプト点検の充実強化:
国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催 等

○療養費の支給の適正化

○第三者行為求償事務の取組強化

第6章 医療費適正化の取組

○医療費適正化に向けた取組:

発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施 等

○医療費適正化計画との関係等

第7章 事務の広域的・効率的な運営の推進

○保険者事務の共同実施:

被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成 等

○県による審査支払機関への診療報酬の直接支払

○オンライン資格確認、マイナンバーカード被保証利用

○市町村事務処理標準システムの導入促進

○情報セキュリティ対策

第8章 保健医療・福祉サービス等施策との連携

○保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組:

保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直診施設の積極的活用 等

○他計画との整合

第9章 国保運営における必要な措置

○県国民健康保険運営方針等連携会議の設置

○県国民健康保険団体連合会との連携

運営方針に係る令和3年度の取組状況

1 取組の概要

(1) 保険料(税)徴収の適正な実施

安定的な財政運営と被保険者の負担の公平性確保の観点から、徴収事務の適正な実施と収納率の市町村格差是正を図るため、収納率目標の設定や収納率向上アドバイザーによる研修会の実施など、収納対策の充実・強化に取り組んだ。

(2) 保険給付の適正な実施

保険給付の実務が法令に従って確実に行われ、必要な保険給付が着実になされるよう、県、市町村等が連携して、第三者求償、診療報酬明細書(レセプト)点検など、保険給付の適正な実施を推進した。

(3) 医療費の適正化に関する取組

被保険者の負担軽減と安定的な財政運営のため、県、市町村等が連携して糖尿病性腎症重症化予防対策、特定健診・特定保健指導の実施率向上の取組など、医療費適正化対策の取組を推進した。

2 主な指標に対する取組状況

主 な 指 標	R2	→	R3
収納率目標の設定	25市町村	→	25市町村
収納率全国市町村規模別の上位30%水準達成	6市町村	→	6市町村
第三者行為求償事務(関係機関からの情報提供体制の構築)	27市町村	→	27市町村
適正体重維持についての普及啓発、栄養委員が行う減塩活動や声かけ運動などの支援	22市町村	→	25市町村
重症化予防(二次予防)の推進(医療受診必要者への適切な受診と治療継続の働きかけ)	25市町村	→	25市町村
重複・頻回受診者、重複投薬者に対する訪問指導等	26市町村	→	27市町村
被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る地域の関係者との情報共有	25市町村	→	24市町村

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度を取組状況について (1/8)

国保運営方針		取組の状況	
第3章 納付金及び標準保険料 (税)の 算定方法	第2節 保険料(税)水準の統一	統一に係る課題等の整理やその解決に向けた検討	県 市町村 ●令和3年10月より統一検討WG(3WGに分割)を立ち上げ、諸課題(保健事業等の取扱いや賦課方式の統一など)の具体的な検討を実施(新)
	第4節 激変緩和措置	2 県繰入金の活用	県 市町村 ●国民健康保険運営方針等連携会議において、将来的な終了に向けて段階的な縮小を図るとしていることを踏まえた激変緩和措置について合意
第4章 保険料 (税)徴 収の適正 な実施	第1節 現状	2 収納対策の実施状況	市町村 ●口座振替の勧奨又は原則化、ペイジー口座振替(増) ●コンビニ収納(増)、スマートフォン決済(PayPay等)(増) ●インターネット公売、財産調査・差押(タイヤロック等)・捜索 ●コールセンター設置、訪問催告、納付相談 ●多重債務者や生活困窮者に対する専門相談機関の紹介 ●滞納整理機構、市町村税整理組合の活用 ●収納対策のマニュアル等の作成、滞納整理強化月間の設置
	第2節 収納対策	1 収納率目標の設定	
		(2) 設定方法	
		目標設定及び公表	市町村 ●目標設定状況: 25/27市町村(93%)
		毎年度目標として、保険者努力支援制度の「収納率向上に関する取組」の評価指標となる全国市町村規模別の上位30%水準を目指す。	県 ●全国上位30%水準達成市町村数: 6市町村 (令和4年度保険者努力支援制度(令和元年度実績))
		2 収納率目標達成に向けた取組	
		(1) 口座振替促進等広報事業	県 ●市町村広報紙へ掲載のための口座振替促進に係る勧奨記事の提供
		(2) 収納担当職員の研修	県 ●国民健康保険事務初任者研修にて、収納事務に係る基本事項の説明(新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点からWEB会議により実施) ●国民健康保険料(税)収納率向上アドバイザーによる研修会を実施(年2回)
		(4) 財政支援の実施	県 ●国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金・県特別調整交付金)を活用した、収納事務に係る口座振替促進のパンフレット作成、納付意欲を促すために行う広報費用等の支援(実施団体: 20市町村)

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度の取組状況について (2/8)

第5章 保険給付 の適正な 実施	第1節 現状		
	4 不正請求への対応状況	保険診療の質的向上と適正化を目的とした保険医療機関等に対する指導、監査、診療報酬の返還	県 ●厚生局岡山事務所と共同で保険医療機関等（医科、歯科、調剤）の個別指導を実施
	第2節 県による保険給付の点検、事後調整		
	1 市町村が決定した保険給付の点検	医療給付専門指導員による実地指導等	県 ●全市町村で実施見込み
		複数市町村を跨いだ視点での点検、関係法令違反又は不当に行われたおそれがあると認めた保険給付の再審査請求の実施	県 ●市町村が支給決定した給付に関する再審査請求の実施（現時点で14件、うち複数市町村を跨る案件6件）
	2 広域対応が必要な不正利得返還事務	広域的な案件や法的な手続きが必要とされる専門性が高い案件について、案件ごとに市町村と事務委託契約を締結し、県による一括返還請求を実施	県 ●対象案件なし
	第3節 療養費の支給の適正化		
	(1) 事例の情報提供等	療養費支給の適正化に資する取組や課題となっている事例の情報提供のほか研修会の開催	県 ●柔整等療養費担当者研修会を開催し、患者調査に係る事例等を紹介（R3.12）
	(2) マニュアルの作成等	療養費支給に関するマニュアル作成のほか市町村が行う患者調査の実施方法等についての指導や助言の実施	県 ●マニュアル（R3年3月策定）を活用した研修会や指導・助言を実施（新） ●患者調査は全市町村で実施見込み
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施	医療給付専門指導員による市町村ごとの実地指導や助言の実施	県 ●全市町村で実施見込み
	第4節 診療報酬明細書（レセプト）点検の充実強化		
	(1) 点検データによる効率的な点検の促進	医療給付専門指導員による助言等の実施	県 ●全市町村で実施見込み 市町村 ●市町村における点検実施状況：17/27市町村（63%） （国保連へのレセプト点検：20市町村 レセプト点検員の独自雇用：7市町村） ・進捗管理を行い、効率的な点検を促進 ・入院中の他医受診や入院が月2カ所以上ある人のリスト作成・点検 ・国保連提供の点検データを独自加工した活用（医療費と療養費の併用、第三者行為の疑いのあるレセプトの確認及び調査。頻回受診者・薬剤重複投与者等の抽出等）
	(2) レセプト点検研修事業の実施	レセプト専門点検員を対象とした研修会の実施	県 ●レセプト点検員意見交換会を開催（R3.12）
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施	医療給付専門指導員による市町村ごとの実地指導や助言の実施	県 ●全市町村で実施見込み
	(4) レセプト点検業務推進会議の実施	レセプト点検業務推進会議において、業務効率化に向けたシステム改修や効果的な点検方法についての検討を実施	県 ●レセプト点検業務推進会議を開催し、コロナ禍におけるレセプト点検合同打合せ会の開催について検討（R3.12）

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度の取組状況について (3/8)

第5節 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化		
1 第三者行為求償事務の取組強化		
(1) 第三者行為求償事務担当者研修会の開催		
「国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー」などを招いた研修会や弁護士による講演会等の開催	県	<ul style="list-style-type: none"> ● 初任者向け研修の実施 (R3.5県、R3.6国保連) ● 求償事務アドバイザー及び弁護士を招いた第三者行為求償担当者研修会を開催 (R3.10国保連)
(2) 第三者行為求償事務研究会の設置		
第三者行為求償事務研究会において、具体的な実務や周知広報の強化等についての協議、国保連受託事務の対象範囲の拡大のに向けた検討を実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者行為求償研究会 (国保連) において、直接求償事務の対象範囲の拡大等について検討 (直接求償事務は現時点で36件、うち完了9件)
(3) 周知広報の強化		
ホームページや広報紙等を活用した傷病届の提出に向けた周知や早期提出に向けて覚書を遵守した通報制度の活用	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組状況：27/27市町村 (100%) ・ 市町村ホームページ・広報誌掲載による周知 (様式提供等) ・ 被保険者証交付・更新時にパンフレット等を送付 ・ 交通事故 (任意保険) に係る傷病届様式の統一 (増) ・ 傷病届様式のHPへの掲載 ・ 第三者行為有無の欄を設けた高額療養費等の各種申請様式のHPへの掲載 (増)
第三者行為求償に係るホームページ設置、被保険者証交付時等における傷病届の提出義務の周知	県	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険者実地指導時に被保険者への周知を依頼
損害保険会社等に対して傷病届の作成・提出代行の働きかけ	県	<ul style="list-style-type: none"> ● 損保会社 (4か所) を訪問し、働きかけを実施 (国保連・広域連合・JAは岡山市同行)
(4) 関係機関からの情報提供体制の構築		
消防や保健所等の関係機関からの情報提供体制構築の取組	県	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生担当部局から提供のあった食中毒情報を市町村に周知 (現時点で9件)
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組状況：27/27市町村 (100%) ・ 関係機関：県、保健所、庁内関係課 (食中毒情報や相談内容等)、消防署 (交通事故による救急搬送、国保直診に第三者によるけが等)、地域包括支援センター、損害保険各社、消費生活センター
2 保険者間調整の促進		
被保険者の同意を前提にした保険者間での直接調整の促進	県	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて保険者に助言
国保被保険者資格喪失後の保険医療機関の適正な受診に関する被保険者への周知、他の医療保険に加入後も国保資格喪失の届出を行っていない者に対する早期の届出勧奨の広報の実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険者実地指導時に適正な届出の周知について助言

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度の取組状況について (4/8)

第6章 医療費適 正化の取 組	第1節 現状		
	8 重複頻回受診・重複投薬への訪問指導の実施状況		
	重複受診者や頻回受診者、重複投薬者を把握し、その是正を図るため、該当者に対する訪問指導など受診の適正化に向けた取組の促進	県	●保険者実地指導時に受診の適正化に向けた取組について助言
	第2節 医療費適正化に向けた取組		
	1 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組		
	(1) 被保険者への普及啓発		
	県広報紙などによる特定健診と特定保健指導の必要性やその効果等のPRの実施、国保連と連携した普及啓発の実施、岡山県愛育委員連合会や岡山県栄養改善協議会の協力を得た特定健診受診の普及啓発	県	●受診勧奨のためのweb広告を保険者協議会で作成。また、特定健診・がん検診受診の必要性について、県政広報番組等で周知を行った。
	「おかやま在宅保健師等の会「ももの会」」の協力を得た電話勧奨等の未受診者対策事業の実施	国保連	●特定健診受診率向上に向けた未受診者への電話勧奨（増） ・委託市町村数：13市町村 ・電話勧奨に携わった「ももの会」会員：23名 ・電話勧奨に要した日数：延153日 ●特定保健指導実施率向上に向けた初回面接（増） ・委託市町村数：3市町 ・指導に携わった「ももの会」会員：5名 ・指導に要した日数：延28日
	(2) 市町村への助言		
	国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じた情報提供、研修の実施	県	●CKD対策について、国保連合会と共催で研修会を実施し、CKD対策や取組事例等について、情報提供を行った。
	2 生活習慣病対策に向けた取組		
	(1) 発症予防（一次予防）の推進		
	①規則正しいバランスの取れた食事等による適正体重の維持についての普及啓発、食塩摂取量の減少など食生活改善に向けた栄養委員による減塩活動や声かけ運動などの支援	県	●栄養委員研修会、食生活講座、一口運動による健康づくり普及事業、減塩食普及活動、生活習慣改善サポート研修会等（研修会等の一部事業は新型コロナウイルス感染症予防のため中止）
		市町村	●取組状況：27/27市町村（100%）
	②身体活動・運動と生活習慣病との関係に係る正しい知識の普及啓発、愛育委員などを通じた運動習慣の定着を図るための働きかけ	県	●愛育委員による家庭訪問・地域での声掛けを実施。
	市町村	●取組状況：25/27市町村（93%） ※1市町村増加	
③歯周病と糖尿病の関係等セルフケアの重要性などの普及啓発、県による成人歯科保健対策としての市町村の歯周疾患検診の取組支援	県	●歯と口の健康習慣、いい歯の日を中心とした普及啓発（啓発ポスター作成・配布） ●市町村の歯周疾患検診等の適切な実施のための歯科保健対策への専門的・技術的支援	
	市町村	●取組状況：22/27市町村（81%）	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度の取組状況について (5/8)

(2) 重症化予防（二次予防）の推進		
<p>糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患を持つハイリスク者を抽出し、医療受診必要者に適切な受診と治療継続の働きかけ</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：25/27市町村（93%） ・ハイリスク者を抽出（増） （血糖値125mg以上又はHbA1c6.0～6.5%以上、中性脂肪300mg/dl以上、血圧160/100mmHg以上などにより） ・文書、電話、または訪問による受診勧奨（増） ・保健師・看護師等による訪問指導（増） ・医師会等との連携による定期的な面談等による指導 ・治療中断者を対象に糖尿病予防教室を開催し、医師、保健師、管理栄養士による個別相談
<p>糖尿病性腎症等に対する重症化予防事業の実施に向けた環境整備、岡山県版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定、市町村職員や保健指導実施者などに対する人材育成のための研修会の開催、糖尿病性腎症重症化予防を各市町村で効果的に行うための資材作成や助言・支援、国保連と連携した情報提供の実施</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年3月に策定した県糖尿病性腎症重症化予防プログラムのアウトカム評価を今年度から実施するため、説明のための研修会や保健指導のスキルアップを目的とした研修会を実施した。
(3) 再発防止（三次予防）の推進		
<p>地域の医師会等関係者との連携のもと保健所における医療機関の連携推進に向けた調整</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> ●各保健所が管内市町村や地域の医師会等と連携を図り、CKDネットの推進や糖尿病医療連携に係る調整を行った。
3 後発医薬品の使用促進に向けた取組		
<p>国保連と連携した後発医薬品調剤実績や削減効果実績の把握、後発医薬品を使用した場合の自己負担額の差額通知の実施、後発医薬品の使用促進に向けた取組の実施</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） 【実績把握・差額通知以外の使用促進の取組例】 ●ジェネリックお祝いカード付保険証ケース、ジェネリック医薬品希望シールの配布、広報誌、パンフレット、啓発グッズ等による周知 ●国保広域共同事業として被保険者向け啓発資材（被保証カードケース）作成、新聞折込広告
<p>出前講座や講習会等による普及啓発の実施</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> ●岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会開催 ●パネル展の実施 ●後発医薬品普及啓発を目的としたデジタル絵本の印刷製本 ●デジタル絵本周知のための啓発資材（シール、メモ帳）の配布
4 重複・頻回受診者、重複投薬者に対する取組		
<p>重複・頻回受診者に対する適正受診についての訪問指導等、重複投薬者に対する適切な服薬についての訪問指導等の実施</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） ※1市町村増加 ・保健師、看護師、国保担当課職員による訪問・電話指導 ・医師会・薬剤師会と連携するなど、パンフレットの送付（増） ・適正な医療に関する市独自のチラシの送付
<p>国保連と連携し、レセプトデータによる対象者の抽出や訪問指導等の在り方についての市町村へ助言</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> ●保険者実地指導時にKDBシステムから抽出した対象者リストの活用等について助言
5 医療費通知の実施		
<p>受診に要した医療費通知の実施</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） 【医療費通知以外の適正化への取組例】 ●国保事業・医療費の状況等をまとめたチラシ作成・配布 ●国保広域共同事業としてセルフメディケーションの推進（啓発資材（ポケットティッシュ）作成）

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度の取組状況について (6/8)

6 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定及び目標達成に向けた取組			
	国保データベース（KDB）システム等を活用した受診率・受療率、医療の動向等の定期的な把握	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：27/27市町村（100%） ・受診率や総医療費、疾病分類などを活用し、保健事業計画策定の際に活用 ・事業評価及び見直しや、受診勧奨時等のPRの参考にしている。 ・動向を分析し、地域の医師と連携して疾病予防等に活用
	市町村が策定する保険事業実施計画（データヘルス計画）に掲げた目標について、目標達成状況の評価や見直しが行えるよう支援	県	●各保健所が国保ミーティング等を活用して、市町村に助言や指導を行う場を設けた。岡山市、倉敷市については、健康推進課から助言を行った。
	「保健事業支援・評価委員会」の開催及び支援	国保連	<ul style="list-style-type: none"> ●保健事業支援・評価委員会（3回） ・保健事業計画策定・実施評価等について、外部有識者らによる国保ヘルスアップ事業申請市町村への助言等
7 健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施			
	独自のヘルスケアポイント制度の実施など被保険者の自主的な健康づくりを促す取組の実施	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：22/27市町村（81%） ※1市町村増加 ・一定の年齢以上の住民等を対象に市町村独自の健康ポイント事業の実施（特定健診・人間ドックの受診、特定保健指導の利用、健康づくりの取組、各種イベントへの参加などによりポイント付与し、貯まったポイントに応じて商品券交換や記念品贈呈） ・健診データ提供者やイベント参加者等に粗品進呈
	市町村の先進的な取組が横展開されるための情報提供	県	●各市町村が実施しているインセンティブ事業について、調査を実施し、一覧にして、情報提供を実施した。
8 被用者保険等との連携			
	県と全国健康保険協会岡山支部との県民の健康づくりに取り組む協定を基に、特定健診・がん検診の受診促進や健康づくり対策事業などについて連携した取組の実施	県	●おかやま健康づくりアワード2021において、健康経営に取り組む企業の表彰を実施。（イベントの開催は中止）
	生活習慣病予防のための健康教育、保健指導などの保健事業を実施する岡山県保険者協議会と連携した取組の実施	県	<ul style="list-style-type: none"> ●保険者協議会で、特定健診受診率向上のための啓発として、web広告を作成。 ●特定保健指導実践者育成のための研修会（初任者研修）で特定健診・特定保健指導について、講義を行った。
9 県による財政支援の実施			
	県交付金を活用した、市町村の被保険者への特定健診、特定保健指導、医療費通知、インセンティブ事業等の実施、重複・頻回受診や重複投薬是正等の医療費適正化に向けた取組の促進	県	●保険給付費等交付金（特別交付金・県特別調整交付金分）を活用して、特定健診、特定保健指導、医療費通知の実施等の医療費適正化に向けた取組促進を支援（実施団体：23市町村）
第3節 岡山県医療費適正化計画（第3期）との関係等			
(1) 岡山県医療費適正化計画との整合			
	岡山県医療費適正化計画（第3期・平成30～令和5年度）に定める取組との整合性を図りながら、医療費適正化対策を推進	県	<ul style="list-style-type: none"> ●医療給付専門指導員によるレセプト点検の指導強化 ●保健事業支援員によるデータ分析の実施（国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費の分析を実施し、市町村へ提供した）
(2) その他			
	高医療費市町村にあっては、国保データベース（KDB）システムを活用した要因分析や保健事業のさらなる充実等効果的な対策の検討、計画的な実施	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●取組状況：5/5市町村（100%） 【分析、検討等実施内容】 ●年齢別・疾病別医療費を分析しデータヘルス計画にて、適切な保健事業を計画・実施 ●KDB等を活用した要因分析、課題抽出、対策検討等によりデータヘルス計画を策定。計画に基づき、未受診者対策等を計画的に実施。
	指導監督等を通じてその実施状況を把握、指導や助言等の実施	県	●保険者実地指導時にレセプト点検の強化や医療費分析データの活用等について助言

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度の取組状況について (7/8)

第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進	第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組		
	1 事務の共同化		
	国保連が実施する共同事業への参加市町村を増やして広域化を進めるほか、事業内容を見直すなど更なる拡大・充実に図る	国保連	●共同事業の委託調査時に、事業の取組内容を伝え参加を促す。
	市町村の費用削減や事務負担軽減に資する取組の検討、市町村の意見や要望を聴取し、共同事業の取組を実施	国保連	
	(1) 被保険者証の一括作成		
	国保連において被保険者証の台紙作成から印刷、封入封緘までの一連の作業に係る共同事業を実施 高齢受給者証と一体化した証の作成の取組を実施	国保連	●委託市町村数：7市町村 ・3市で被保険者証と高齢受給者証の一体化を実施。被保険者証のほか、被保険者データの差分リストを作成。
	(2) 高額療養費申請勧奨通知の作成		
	高額療養費申請勧奨通知の作成 作成条件を統一し通知書の印刷・発送まで行う取組の広域化	国保連	●勧奨通知作成委託市町村数：27市町村 作成回数：毎月 ●高額療養費のお知らせ及び支給申請書の印刷、封入、封緘並びに引抜作業等を実施（委託市町村数：10市町）
	(3) 資格過誤返戻		
	国保連が国保総合システムの機能を活用して資格確認を行い、市町村から被保険者の正しい資格情報を得た上で、保険医療機関等への返戻処理を実施	国保連	●委託市町村：23市町村 処理回数：毎月 ・実績（R3.4～R3.11処理分）R3/12/1現在、概算（R3.12～R4.3処理分） ・処理件数：8,019件、返戻件数：6,610件、返戻割合：82.4%
	(4) 医療費通知、後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成		
	医療費通知、後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成 作成条件を統一し通知書の印刷・発送まで行う取組の広域化	国保連	医療費通知 ●委託市町村数：27市町村、作成回数：4回 ・作成ごとに通知書裏面を変更し、様々なお知らせを発信。 ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。郵便料金16%割引を実現。 後発医薬品差額通知 ●委託市町村数：26市町村、作成回数：3回（岡山市へはデータ提供のみ） ・国保連から被保険者あて直接送付を実施。郵便料金10%割引を実現。
	2 市町村事務処理標準システムの導入促進及び岡山県クラウドの構築		
	岡山県クラウドの構築、市町村における標準システムの計画的な導入の支援	県 国保連	●国民健康保険運営方針連携会議作業部会（WG）にて、県クラウド及びガバメントクラウドの情報共有 ●市町村事務処理標準システム岡山県クラウド参加市町村（R3～R5年度）：10市町村⇒9市町村 ※井原市がシステム更改時期との関係で導入を断念 ・県クラウド及びポータルサイトの運用 ・令和3年度本稼働に向けた構築・導入テスト等の実施 ・参加市町村及び参加を検討している市町村に対し、個別説明会を実施
	3 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払		
保険給付費等交付金の直接支払の実施	県	●H30年度から保険給付費等交付金（普通交付金分）の直接支払を実施し、令和3年度も滞りなく実施されている。	
4 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの被保険者証利用			
マイナンバーカードの取得促進	市町村	●取組状況：24/27市町村（89%） ・被保険者証更新時における取得勧奨やHP・広報誌による周知 ・出先機関や休日窓口での申請支援	
5 市町村が取り組むべき情報セキュリティ対策			
個人情報を含む重要情報の適正管理のための十分な対策の実施	市町村	●取組状況：27/27市町村（100%） ・個人情報を取り扱う基幹系ネットワークとインターネット接続する情報系ネットワークの分離 ・個人情報の移送の際、暗号化の設定等を行い、電磁的記録媒体もしくは専用線等の通信を使用 ・二要素認証の導入、個人単位での業務権限付与	

岡山県国民健康保険運営方針に係る令和3年度を取組状況について (8/8)

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携		
	(1) 県の取組		
	①国保連と連携して、国保データベース（KDB）システムを活用して、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言や支援を実施	県	●保健事業支援員によるデータ分析の実施（国保連、岡山大学との連携により、KDBデータを活用して、特定健診や医療費の分析を実施し、市町村に提供） ●健診、医療、介護データについて、KDBシステムを用いて、国保連、産業医科大学、岡山大学と連携し、一体的に分析し、本県の健康課題と市町村ごとの健康課題を明らかにし、市町村が実施する保健事業の支援を行った。
	②市町村が医療・介護等関係機関や関係団体との連携を図る上での支援を実施	県	●関係団体の合意形成と連携を進めるため岡山県在宅医療推進協議会を実施 ●県医師会が実施する医療介護連携体制整備事業への助成
	③介護予防事業の充実等について支援を実施	県	●第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（R3～R5）に定める次の施策の実施 ①在宅医療と介護の連携の推進、②中重度者を支える在宅サービスの充実、 ③認知症施策の推進、④地域支援事業の推進、 ⑤介護予防の推進・生活支援の体制整備、⑥住まいの安定確保
	(2) 市町村の取組		
	①庁内連携に向けた体制の整備	市町村	●取組状況：22/27市町村（81%）
	②被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との連携	市町村	●取組状況：24/27市町村（89%）
	③KDBシステムを活用した地域の健康課題の把握や保健事業・介護予防・生活支援対象被保険者の抽出、保健師等の医療専門職によるアウトリーチ支援等の実施や通いの場への積極的関与の実施	市町村	●取組状況：20/27市町村（74%）
	④被保険者を含む高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施（愛育委員・栄養委員による介護予防・疾病予防を目的とした地域活動への支援など）	市町村	●取組状況：22/27市町村（81%） 【支援例】 ●愛育委員、栄養委員による健康づくり活動・市民の健康と福祉のまちづくり事業推進会議による地域の健康づくり活動 ●住民が主体的に実施する介護予防教室の立ち上げへの協力
⑤地域医療の中核を担う国保直診施設の積極的活用（地域の医療・介護・保健・福祉の連携窓口とするなど）	市町村	●取組状況：12/16市町村（75%） ・国保直診の医師による健康講話や体操等の健康教室 ・地域包括ケア会議等に直診施設の医師への参加 ・人間ドッグ等の保健事業の実施	
⑥後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施（健診データ等の提供や健診後における生活習慣病予防教室や健康教室の実施など）	市町村	●取組状況：21/27市町村（78%） ・健診の共同実施や、健診データの提供(増) ・特定健診結果に基づく慢性腎臓病予防のための個別通知や訪問指導を対象者が後期高齢者移行後も継続実施(増) ・生活習慣病予防教室等の健康教育等(増) ・介護保険データと後期高齢者医療データを突合し、疾病予防や介護予防の健康教育、訪問指導の実施	
⑦地域包括ケアシステム構築に向けた保険者、医療関係者、介護事業者関係者、地域・生活支援関係者等で組織する地域のネットワーク会議への国保担当課の参画	市町村	●取組状況：19/27市町村（70%）	

現年分の保険料（税）収納率目標の設定状況（1/2）

<別紙>

	第1期運営方針対象期間			第2期運営方針対象期間			備 考
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
岡山市	91.2%			前年度 以上			H29年2月に5ヶ年計画として最終年度には91.2%（政令市収納率順位の中位）を達成することとした。しかし、現時点で達成済みのため前年分（R2年度末93.17%）を上回ることを目標としている。R4年度以降については、R4年2月に開催する市税等滞納整理強化対策本部会議で目標収納率を策定予定。
倉敷市	前年度収納率を上回る						各年度、倉敷市行財政改革プラン2020に掲げる目標値を最低限上回り、R5年度までに全国での上位10%を目安とする水準を目指したい。
津山市	93.99%	94.44%	94.88%	96.37%			津山市国民健康保険料収納対策緊急プランにて毎年度設定
玉野市	94.1%					94.1%	R8年度(2026年度)目標値も94.1%
笠岡市	94.60%	95.00%	95.40%	95.50%			H29年度に収納対策緊急プランを修正（R2年度実績96.1%）
井原市	94.0%	94.0%		94.0%			井原市国民健康保険税収納対策実施計画（H31.4.1～R3.3.31）、井原市第7次総合計画（前期：H30年度～R4年度 目標値94.0%）
備前市	95%以上		96.00%	96.11%			収納対策基本方針で毎年度設定（前年度決算見込み以上）
総社市	95.0%	95.1%	95.2%	95.2%			総社市国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
高梁市	99.5%	99.5%	99.0%	96%			令和3年度高梁市国民健康保険事業計画にて、国保税の収納率の目標値を設定
新見市	97%	97%	97%	97%			新見市国民健康保険収納対策緊急プランで毎年設定
和気町	96.0%	96.0%		96.0%	96.2%		R3.4～ 2ヶ年計画
早島町							【未設定】国保税を含む町税および後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納整理を包括的に行っており、個々のケースに対して対応しているため、目標設定はしていない。

現年分の保険料（税）収納率目標の設定状況（2/2）

<別紙>

	第1期運営方針対象期間			第2期運営方針対象期間			備 考
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
里庄町	99.0%	98.5%	97.5%	97.50%			里庄町国民健康保険税収納対策緊急プランで設定
矢掛町	96.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%		2年ごとに定める矢掛町国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
新庄村			95%	95%			国民健康保険事業計画にて設定（毎年度更新）
勝央町			97.38%	97.40%	97.40%	97.40%	過去の収納率を参考に、おおむね97.4%を目標とし収納に取り組む。
奈義町			96.0%	96.0%			毎年96%以上を目標に収納に取り組んでいる。
美作市	94.5%以上	94.5%以上		95.00%	95.00%	95.00%	R5年度末の収納率を95.0%以上の達成を目標
西粟倉村	99.11%			99.11%	99.11%		2年ごとに定める西粟倉村国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
久米南町			98%	97.50%	98%	98%	久米南町国民健康保険税収納対策プランで収納目標を設定
吉備中央町							【未設定】滞納世帯個々のケースに対して、個別具体の対応を行うことに注力しており、現時点で全体の収納率については未設定
瀬戸内市	96.00%	96.00%		96%以上			瀬戸内市国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
赤磐市	95%以上			95%以上			
真庭市	96.4%	97.0%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	令和3年9月開催の真庭市市税等滞納整理対策本部会議で、R3年度の収納率目標数値を定める。また毎年度実績を検証し、必要に応じて見直しを行う。
鏡野町	97%以上			95.0%			鏡野町国民健康保険税収納対策プランで毎年度収納目標を設定
美咲町			97.0%	98.0%			令和2年度より美咲町国民健康保険事業運営安定化計画にて毎年度設定することとした。
浅口市	94.3%	94.8%	94.8%	94.9%	95.7%	95.7%	浅口市国民健康保険税収納率向上対策計画を作成。 R元実績94.89% R2実績95.75%

2 令和4年度国民健康保険料(税)率

令和4年度の国民健康保険料(税)率について

県は、財政運営の責任主体として、国民健康保険法等に基づき、市町村が納付する令和4年度の国民健康保険事業費納付金の決定や、市町村が保険料(税)率を設定する際の参考となる標準保険料率の算定等を行い、各市町村に提示



各市町村では、市町村の国保運営協議会の意見等を踏まえながら、令和4年度の保険料(税)率の設定に向けた作業を進め、保険料(税)率を決定

令和4年度保険料(税)率の改定状況

- ・引き上げ 2町村 (和気町、西粟倉村)
- ・引き下げ 3市町 (高梁市、里庄町、美咲町)
- ・据え置き 22市町村 (岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、備前市、総社市、新見市、早島町、矢掛町、新庄村、勝央町、奈義町、美作市、久米南町、吉備中央町、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、鏡野町、浅口市)

※保険料(税)率の設定にあたっては、医療費水準や所得水準のほか、収納率の差や保健事業に要する経費を賄う財源の相違など、市町村ごとに異なる事情がある。

令和4年度の国民健康保険料(税)率(その1)

保険者名	医療給付費分					後期高齢者支援金等分					介護納付金分				
	保 険 料 (税) 率				賦課限度額	保 険 料 (税) 率				賦課限度額	保 険 料 (税) 率				賦課限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割	
岡山市	7.85%	-	27,600円	20,880円	650,000円	2.60%	-	8,880円	6,960円	200,000円	2.20%	-	9,360円	5,280円	170,000円
倉敷市	7.20%	-	26,040円	21,240円	650,000円	2.60%	-	9,240円	6,720円	200,000円	2.20%	-	9,240円	5,280円	170,000円
津山市	8.70%	-	27,460円	21,160円	650,000円	2.80%	-	8,240円	6,020円	200,000円	2.40%	-	7,880円	4,190円	170,000円
玉野市	6.90%	-	19,800円	21,300円	650,000円	2.60%	-	7,300円	7,900円	200,000円	2.10%	-	7,100円	5,500円	170,000円
笠岡市	8.80%	-	22,800円	16,700円	650,000円	2.60%	-	7,700円	5,800円	200,000円	2.10%	-	8,500円	4,300円	170,000円
井原市	7.60%	-	30,300円	21,300円	650,000円	2.30%	-	9,200円	6,500円	200,000円	2.00%	-	10,200円	4,800円	170,000円
備前市	8.40%	-	28,000円	19,900円	650,000円	2.50%	-	8,500円	6,100円	200,000円	1.90%	-	8,400円	4,200円	170,000円
総社市	8.30%	-	23,600円	19,100円	650,000円	2.90%	-	8,300円	6,500円	200,000円	2.20%	-	13,700円	-	170,000円
高梁市	8.00%	-	23,900円	18,500円	650,000円	3.10%	-	9,400円	7,500円	200,000円	2.20%	-	10,500円	5,300円	170,000円
新見市	7.80%	-	27,000円	16,000円	650,000円	2.60%	-	7,000円	5,000円	200,000円	2.20%	-	9,100円	4,600円	170,000円
和気町	8.00%	-	24,300円	17,900円	650,000円	2.80%	-	9,200円	6,500円	200,000円	2.90%	-	11,100円	6,700円	170,000円
早島町	9.30%	-	29,000円	29,000円	650,000円	2.80%	-	9,000円	8,000円	200,000円	2.40%	-	8,000円	7,000円	170,000円
里庄町(R4限定)	6.00%	-	9,000円	17,000円	650,000円	2.20%	-	5,000円	6,500円	200,000円	2.10%	-	5,000円	6,000円	170,000円

※色付き（青（減）・黄（増））がこのたび改定を行ったところ。

令和4年度の国民健康保険料(税)率(その2)

保険者名	医療給付費分					後期高齢者支援金等分					介護納付金分				
	保 険 料 (税) 率				賦課限度額	保 険 料 (税) 率				賦課限度額	保 険 料 (税) 率				賦課限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割	
矢掛町	6.60%	-	20,600円	16,000円	650,000円	2.70%	-	7,500円	6,200円	200,000円	1.90%	-	7,500円	4,500円	170,000円
新庄村	7.50%	36.00%	20,000円	18,000円	650,000円	2.00%	10.00%	6,000円	4,000円	200,000円	0.80%	5.00%	6,000円	3,500円	170,000円
勝央町	8.02%	-	21,800円	17,800円	650,000円	2.91%	-	6,800円	5,600円	200,000円	2.45%	-	6,700円	3,500円	170,000円
奈義町	7.60%	-	26,000円	20,000円	650,000円	2.40%	-	7,000円	5,500円	200,000円	1.60%	-	6,500円	4,000円	170,000円
美作市	7.40%	21.70%	20,400円	17,000円	650,000円	2.90%	8.60%	7,800円	6,000円	200,000円	2.10%	7.70%	7,600円	4,000円	170,000円
西粟倉村	6.50%	-	19,000円	16,000円	650,000円	3.10%	-	9,000円	7,000円	200,000円	2.20%	-	9,000円	5,000円	170,000円
久米南町	5.80%	-	19,000円	13,000円	650,000円	2.50%	-	9,000円	6,000円	200,000円	1.90%	-	7,700円	3,800円	170,000円
吉備中央町	5.50%	29.60%	19,600円	13,300円	650,000円	2.30%	12.30%	8,200円	5,600円	200,000円	1.70%	13.20%	8,300円	4,200円	170,000円
瀬戸内市	7.60%	-	23,500円	20,500円	650,000円	2.50%	-	8,400円	6,600円	200,000円	2.00%	-	9,000円	6,000円	170,000円
赤磐市	8.10%	-	23,000円	21,000円	650,000円	2.60%	-	7,900円	6,000円	200,000円	1.70%	-	7,800円	5,500円	170,000円
真庭市	7.10%	16.60%	27,000円	20,400円	650,000円	2.00%	4.30%	7,800円	6,000円	200,000円	1.80%	4.50%	9,400円	5,200円	170,000円
鏡野町	7.70%	-	20,400円	15,500円	650,000円	2.90%	-	7,700円	5,500円	200,000円	1.90%	-	7,400円	3,800円	170,000円
美咲町	7.40%	-	24,000円	18,000円	650,000円	2.70%	-	8,400円	5,700円	200,000円	2.80%	-	7,800円	4,200円	170,000円
浅口市	7.10%	-	25,600円	19,800円	650,000円	2.60%	-	9,000円	6,800円	200,000円	2.20%	-	8,400円	5,200円	170,000円

※色付き（青（減）・黄（増））がこのたび改定を行ったところ。

＜参考＞ 令和4年度と令和3年度の保険料（税）率の比較（一部抜粋）

保険者名	区分	医療給付費分					後期高齢者支援金等分					介護納付金分				
		保 険 料 (税) 率				賦課限度額	保 険 料 (税) 率				賦課限度額	保 険 料 (税) 率				賦課限度額
		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割	
高梁市	R4	8.00%	-	23,900円	18,500円	650,000円	3.10%	-	9,400円	7,500円	200,000円	2.20%	-	10,500円	5,300円	170,000円
	R3	8.50%	-	25,100円	19,900円	630,000円	3.10%	-	9,400円	7,500円	190,000円	2.20%	-	10,500円	5,300円	170,000円
	比較	-0.50%	-	-1,200円	-1,400円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和気町	R4	8.00%	-	24,300円	17,900円	650,000円	2.80%	-	9,200円	6,500円	200,000円	2.90%	-	11,100円	6,700円	170,000円
	R3	8.80%	-	27,200円	20,800円	630,000円	1.20%	-	3,900円	2,900円	190,000円	2.00%	-	8,200円	4,600円	170,000円
	比較	-0.80%	-	-2,900円	-2,900円	-	1.60%	-	5,300円	3,600円	-	0.90%	-	2,900円	2,100円	-
里庄町(R4限定)	R4	6.00%	-	9,000円	17,000円	650,000円	2.20%	-	5,000円	6,500円	200,000円	2.10%	-	5,000円	6,000円	170,000円
	R3	6.00%	-	18,000円	17,000円	630,000円	2.20%	-	9,500円	6,500円	190,000円	2.10%	-	9,500円	6,000円	170,000円
	比較	-	-	-9,000円	-	-	-	-	-4,500円	-	-	-	-	-4,500円	-	-
西粟倉村	R4	6.50%	-	19,000円	16,000円	650,000円	3.10%	-	9,000円	7,000円	200,000円	2.20%	-	9,000円	5,000円	170,000円
	R3	6.30%	-	18,000円	15,000円	630,000円	3.10%	-	9,000円	7,000円	190,000円	2.20%	-	9,000円	5,000円	170,000円
	比較	0.20%	-	1,000円	1,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美咲町	R4	7.40%	-	24,000円	18,000円	650,000円	2.70%	-	8,400円	5,700円	200,000円	2.80%	-	7,800円	4,200円	170,000円
	R3	8.60%	-	28,000円	21,000円	630,000円	2.60%	-	7,900円	5,500円	190,000円	2.40%	-	8,000円	3,900円	170,000円
	比較	-1.20%	-	-4,000円	-3,000円	-	0.10%	-	500円	200円	-	0.40%	-	-200円	300円	-

※色付き（青（減）・黄（増））がこのたび改定を行ったところ。（改訂があった保険者のみ記載）

3 岡山県国保ヘルスアップ支援事業

国民健康保険法における保健事業の位置づけ

保健事業（国保法第82条） 一部抜粋

市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。市町村及び組合は、保険給付のために必要な事業を行うことができる。

《期待される効果》

- 医療給付の対象となる保険事故を未然に防止
- 疾病を早期に発見することによる重症化防止
- 病院・診療所を設置することで、国保被保険者の疾病、負傷等の保険事故に対する医療の確保

《実施にあたって》

市町村国保独自の特性や、各市町村における健康課題等を踏まえ、効果的・効率的な事業のあり方を検討する必要がある。

都道府県国保ヘルスアップ支援事業

【経緯】

- 国保制度改革により、平成30年度以降都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなった。
- 「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（平成28年4月28日付け保発0428第16号厚生労働省保険局長通知別添）においても、都道府県は、保健事業を含む医療費適正化に向けた取組（現状の把握、市町村の好事例の横展開、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等）を推進することが期待されている。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領（抜粋）

※都道府県が策定する国保運営方針に定める事項

3. 主な記載事項※

(5) 医療費の適正化に関する事項

(現状の把握)

- 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、データヘルス計画に基づくP D C Aサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

(医療費適正化に向けた取組)

- 都道府県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくP D C Aサイクルによる事業実施を行い、効果的・効率的な実施を行うこと。

- 更に、平成30年度からは、都道府県は保険者努力支援制度において評価されることとなり、都道府県の役割を踏まえた医療費適正化に向けた取組（特定健診受診率、重症化予防の取組割合、医療費分析の実施、市町村への指導・助言等）が評価指標となっている。

以上を踏まえ、平成30年度より、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「**都道府県国保ヘルスアップ支援事業**」を創設する。

※ 今後、平成30年度以降の都道府県が担う役割を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）における都道府県の役割に係る記載についても一部改正。

出典：平成30年度都道府県及び市町村国保主管課職員研修

令和4年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者（有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等）の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標（ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標）・評価方法の設定 等

（事業分類及び事業例）

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業

C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

D. 人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F. モデル事業（先進的な保健事業）

- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

【基準額】（補助率10/10）

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

岡山県国保ヘルスアップ支援事業

【1】 目的

- 県が共同保険者として、広域的に実施することが望ましい保健事業について、医療費適正化に向けた取組を推進することが必要であることから、KDBシステム等を活用しながら、市町村のニーズに応じたデータ分析支援等を実施。

【2】 現状と課題

- 特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組（保険者努力支援制度の評価項目）が進んでいない市町村も県内には多い。
- 県全体の市町村国保特定健診・特定保健指導の実施率は、上昇傾向だが、低迷している。
- 県においても「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し市町村の取組を支援しているが、全く取組ができていない市町村もあり、市町村が地域の実情に合わせた取組を進めていけるよう、更に技術的な支援が必要である。
- 各市町村がデータヘルス計画に基づき、PDCAサイクルに沿って質の高い特定保健指導、糖尿病重症化予防等、市町村の健康課題に応じた保健事業が効果的に実施されるよう、関係者の人材育成を行う必要がある。

令和4年度 岡山県国保ヘルスアップ支援事業計画

- (1) 特定健診受診勧奨事業
(A 市町村実施事業の基盤整備事業)
- (2) 保健所国保ミーティング
(A 市町村実施事業の基盤整備事業)
- (3) KDBを利用した生活習慣病にかかる医療費の現状分析
(B市町村の現状把握・分析)
- (4) 医療機関に向けた受診勧奨事業および特定健診情報提供事業
(C都道府県が実施する保健事業)
- (5) 糖尿病性腎症重症化予防事業
(D人材の確保・育成事業)
- (6) 糖尿病性腎症重症化予防アウトカム評価事業
(Eデータ活用を目的とする事業)
- (7) 医療費等分析によるCKD重症化予防モデル事業
(Fモデル事業)

(1) 特定健診受診勧奨事業

- モデル市町村を対象に、ナッジ理論を活用した未受診者への受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。

実施方法

- 市町村が実施する特定健診の受診勧奨後、一定の時期に未受診者に2回程度受診勧奨はがきを送付、SMSによる受診勧奨を実施。
- 対象となった市町村及び全市町村に対する受診率向上に対する研修会を開催し、市町村で継続的に未受診者対策が行えるよう、現状分析・助言を行う。
- 市町村事業として事業を実施していない市町村が対象となる。

(2) 県保健所国保ミーティング

保健所・支所が実施主体となり、連携会議等により市町村の現状把握を行い、保険者努力支援制度に挙げられているデータヘルス計画の実施、評価、特定保健指導実施率の向上、糖尿病性腎症重症化予防等を地域で効果的に進めるための助言・支援を行う。また研修会等を開催し、地域の関係者の人材育成を行う。

○実施主体：各保健所・支所（9カ所）

○実施方法：会議、研修会等地域の実情に応じた方法とする。

○実施内容：
・効果的な糖尿病重症化予防
・特定健診、特定保健指導実施率向上
・データヘルス計画の実施評価
・データヘルス計画に係る市町村内の関係部局との連携体制について

○対象者：各保健所・支所管内の市町村職員（保健師、看護師、管理栄養士、事務職等）

(3) KDBを活用した生活習慣病医療費の現状分析

各市町村及び後期高齢者医療広域連合が保有する健診・医療・介護データの一体的なモデル分析を行い、市町村の健康課題を把握し、優先すべき課題を明確化することで、市町村が効率的・効果的な保健事業が実施できるように支援。

【モデル分析の観点】

- 特定健診・保健指導の実施率の向上に寄与するもの
- 生活習慣病等の重症化予防に寄与するもの
- 医療費適正化に寄与するもの
- 介護予防に寄与するもの

(4) 医療機関に向けた受診勧奨事業および特定健診 情報提供事業

- 県内の医療機関に対して特定健診の重要性を啓発し、医療機関が治療中の患者に対して特定健診の受診勧奨を行うことで、県内市町村の特定健診受診率の向上を目指す。
- かかりつけ医から特定健診の受診を勧めてもなお未受診の患者については、医療機関が保有する検査データを市町村に提供し特定健診の受診者とみなすことで、受診率の向上を図る。

実施方法

- 医療機関に対する特定健診の重要性の周知
- 医療機関が保有する検査データの活用事業（特定健診情報提供事業）の全県的な実施

(5) 糖尿病性腎症重症化予防

「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を適切に実施できるよう、市町村関係者の人材育成を行い、保健事業基盤整備を図る。

・糖尿病性腎症重症化予防研修会の開催

○回数：2回程度 ○対象：市町村職員等（保健師、看護師、管理栄養士）

・糖尿病性腎症重症化予防シンポジウムの開催

○回数：1回程度 ○対象：糖尿病の診療を行う医師等を始めとした関係機関

・保健指導資材の作成

・糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導スキルアップセミナーの開催

・糖尿病性腎症重症化予防アウトカム評価事業

(6) 糖尿病性腎症重症化予防アウトカム評価

糖尿病性腎症重症化予防プログラムのアウトカム評価を実施。市町村がアウトカム評価のシステムを運用できるように支援を行う。

実施方法

- KDBシステムを用いたデータの比較
- 受診勧奨実施率・受診勧奨後の医療受診率の把握
- 尿中アルブミン測定結果の取得・データ提供

アウトカム評価方法については、「岡山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム アウトカム評価のためのマニュアル」として市町村に配布されている。

(7) 医療費等分析によるCKD重症化予防モデル事業

- (1) 医療費等の分析・評価
- (2) 透析治療患者の現状分析
- (3) 保健指導用資材の作成
- (4) 医療費分析研修会の開催（全市町村対象）
- (5) CKD重症化予防に係るモデル事業

① 重点地区におけるCKDネットワーク構築

円滑な医療連携システム（専門医とかかりつけ医）の構築を目的として、医療連携体制の整備を図る。

② CKD研修会（医師、コメディカルを対象）

医療連携体制の構築を図るため、多職種で質の高い保健指導を実施できるよう、医師、コメディカルを対象に研修会を開催する。

③ モデル市町村への指導・助言

市町村別の医療費分析の結果から、新規透析導入患者数の減少につながるより効果的なCKD対策を実施できるよう指導、助言。

CKD管理ノート2019

【概要】

FROM-J研究班により作成された**生活・食事指導マニュアル**を国保被保険者向けに作成した。

【活用方法】

- ・市町村が特定健診から**CKDが疑われる者**、**糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者**へ配布し、保健師、管理栄養士等により保健指導を行う。
- ・**かかりつけ医、腎臓専門医の医療連携のツール**として活用する。



腎機能のシールを貼る

CKDシールの取り扱い

- ・CKD管理ノートの表紙に貼ってください。
- ・シールは腎機能に対応したものを貼ってください。
 - 緑・・・eGFR 60 ml/min/1.73m² 以上
 - 黄・・・eGFR 30～59 ml/min/1.73m²
 - 橙・・・eGFR 15～29 ml/min/1.73m²
 - 赤・・・eGFR 15 ml/min/1.73m² 未満

※途中で腎機能低下に気がついた場合、前のシールの上に張り替えてください。



岡山県国保ヘルスアップ支援事業 実施体制

